

[件名] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申素案）に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

[氏名] 日本クマネットワーク／代表／佐藤喜和

[郵便番号・住所] 〒060-0818 北海道札幌市北区北18条西9丁目北海道大学大学院獣医学研究院 環境獣医科学分野 野生動物学教室内 日本クマネットワーク事務局

[意見]

1. 該当箇所

3 ページ 21 行目～

2. 意見内容

「特定鳥獣保護管理計画を第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、」を「特定鳥獣保護管理計画を都道府県知事が定める第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の2種類に整理し、環境大臣が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画を新設した。」に修文

3. 理由

追記した制度（希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画）は平成26年の改正（平成27年5月施行）によって新設された制度であり、特定計画制度の大きな変更点となるため記載することが適当であると考えます。

1. 該当箇所

4 ページ 36 行目～5 ページ 13 行目

2. 意見内容

ニホンジカとイノシシについての記述となっていますが、クマ類等の他種の分布変化についても触れるべきです。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

クマ類の分布は2018年度の調査（環境省2019）では第6回自然環境保全基礎調査（環境省2004）と比較して、四国を除く全ての地域で分布域の拡大が認められており、こうした現状が6ページ28行目～にも書かれている市街地出没の一因と考えられます。一方、四国のツキノワグマでは捕獲禁止措置が継続して行われているにも関わらず、分布域や個体数の回復は見られておらず、絶滅回避に向けた対策が求められています。環境省は、シカ、イノシシのみならず幅広い種の生息状況や保護管理上の課題等を把握し、必要な制度設計および市民や自治体が行う取り組みの支援をお願いしたい。

1. 該当箇所

8 ページ 10 行目

2. 意見内容

「専門的な知見を有する職員」について、科学的な視点を持ち施策立案ができる人材、大型獣の市街地出没時における対応方針の判断ができる人材など、具体的な記載を追加すべきです。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

現在の記述では、どのような人材が求められているのか、捕獲等を担う人材とどのように連携するのがはっきりしません。市街地出没時に捕獲等の対応にあたるのは主に鳥獣被害対策実施隊員ですが、対応方針を判断・決定して隊員等へ捕獲を依頼するのは行政の役割であるはずで、鳥獣の管理の中心は捕獲者ではなく、どのように管理を推進していくのかを決定する行政であり、その判断ができる人材が不足していること、そういった人材の必要性を広く市民・県民にも認識してもらい、人員配置や予算措置に理解を得るためにも、具体的な技術、能力を明記すべきだと考えます。

1. 該当箇所

8 ページ 36 行目～9 ページ 2 行目

13 ページ 37 行目～14 ページ 19 行目

2. 意見内容

市街地出没対応については、より内容を充実させ外来種対策とは別の項を設けて記載すべきです。特に、市街地出没時の円滑な対応のための関連者間の連絡体制構築に関する記述の部分には、あらかじめ都道府県警との間で警察官職務執行法第 4 条第 1 項の適用を視野に入れた調整を行っておくことについて明記しておくことが必要です。この記述は、14 ページ 19 行目に続ける形でも良いと考えます。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

この項目は「制度運用の現状と課題」についてですので、現在大型獣が市街地へ出没した際の制度的な課題を具体的に示すべきです。「行政機関が中心になって、あらかじめの出没時の対応方針を定め」、と行政機関がひとくくりにまとめられていますが、国・都道府県・市町村・警察などの各種行政機関の連携が市街地出没時の対応では非常に重要である事を記載すべきと考えます。

特に、クマ類等の大型獣が市街地に出没した場合は、追い払いや麻酔銃による不動化では対応できない事例もあり、市民の安全を守るためには、装薬銃による発砲・駆除が必要となる可能性があります。警察官職務執行法第 4 条第 1 項を適用した対応（通知）（警察庁丁保発第 188 号）等は所轄の警察署、現場の警察官まで浸透していない場合等があり、円滑で安全な出没対応に支障が出ています。関連法令等について関係機関の中で事前の協議・合意を

得て、あらかじめ具体的な対応について調整しておく必要があること等も制度運用上の課題として挙げていただきたい。また、出沒や人身被害が発生した際は発生原因の調査を行い、今後の対策へ生かすことが非常に重要だと考えます。

参考) 熊等が住宅街に出沒した場合における警察官職務執行法第 4 条第 1 項を適用した対応について(通知) (警察庁丁保発第 188 号)

1. 該当箇所

8 ページ 37 行目

2. 意見内容

「監視体制の強化」を「早期の情報収集や追い払い等の実施」に修文。

3. 理由

市街地周辺部において、監視体制の強化に加えて追い払いや捕獲等を行うことによって、大型獣類が市街地の中へ出沒するのを回避できる可能性が高まると考えます。

1. 該当箇所

8 ページ 38 行目～9 ページ 2 行目

2. 意見内容

「…情報提供が求められている。特に、出沒時…連絡体制を整備することが重要であり、鳥獣を市街地等へ出沒させない…増してきている。」を「…情報提供が求められており、鳥獣を市街地等へ出沒させないための環境管理技術や人材の育成も重要性が増してきている。特に、出沒時には…人材の配置や連絡体制を整備することが重要である。」に修文

3. 理由

出沒させないために必要な事項をまとめて記述し、その後に出沒時の対応についての記述がある方が分かりやすいためです。

1. 該当箇所

9 ページ 1 行目～2 行目

2. 意見内容

出沒時の対応として、「さらに、行政機関は、円滑な出沒対応の妨げや人身事故を引き起こすおそれのある行為（過剰な追跡や接近、撮影等）の危険性について報道機関、市民に伝え、安全を確保するように促すことも必要となる。」を追記してください。

3. 理由

クマ類等が出沒した際に報道機関や個人が執拗に対象動物を追跡する等の事案が発生しており、現場で対応している行政や警察等の活動に支障をきたしたり、動物をパニック状態にさせたりすることで人身事故を誘発するおそれがあります。特に、市街地等への出沒があった際には報道機関や一般人に対して、過剰な追跡・撮影など人身被害を誘発するおそれの

ある危険行為を中止するよう、普段から行政機関が注意喚起や普及啓発を行う必要があると考えます。また、市街地出没時に、市民が取るべき行動（家から出ない、子供だけの登下校を控える等）について、あらかじめ出没の危険性がある地域住民に対し行政が普及啓発を行うことも重要だと考えます。

1. 該当箇所

9 ページ 20 行目～28 行目

2. 意見内容

「ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カワウなど、」を「ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウなど、」に修文。また、「生息数推定の困難な種については、都道府県に対しその推定調査に係る技術的・資金的支援が求められる」を追記。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

ツキノワグマについては第一種特定鳥獣保護計画を策定している県があるものの、第二種特定鳥獣管理計画を策定している県について、分布の拡大等が懸念されています。ツキノワグマは行動圏が広く、多くの地域個体群が都道府県界をまたいで広域的に分布していることから、全国レベルでの生息状況の把握等が必要です。また、科学的な管理の推進にあたっては定期的な生息動向調査が不可欠ですが、野外調査や生息数推定作業のできる事業者が存在しない県があることや、都道府県では同様の事業内容について定期的な予算はつきづらく、こうした調査や予算措置の必要性を示していただきたいと考えます。

1. 該当箇所

11 ページ 7 行目から 10 行目まで

2. 意見内容

「環境省レッドリストにおいて…現在 135 種が希少鳥獣として指定されている。」を 7 ページ 24 行目に移し、「環境省レッドリストにおいて…現在 135 種が希少鳥獣として指定されている。特定希少鳥獣管理計画が 1 計画策定されているが、希少鳥獣保護計画は未策定である。」に修文。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

現状の記述のため、現状を記述している節に記載し、さらに新たに創設された制度の策定状況を示すことが重要だと考えます。

1. 該当箇所

11 ページ 14 行目

2. 意見内容

「さらに、鳥獣保護管理法第 2 条第 7 項において、狩猟鳥獣は希少鳥獣以外の鳥獣とされている。しかし、四国山地のツキノワグマのように種としては狩猟鳥獣であるが、地域的

に絶滅のおそれが高い鳥獣もいることから、指定要件の検討を行う必要がある。」を文末に追記してください。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

鳥獣保護管理法第2条第4項及び鳥獣の保護及び管理をはかるための事業を実施するための基本的な指針によって、「希少鳥獣」に国際的又は全国的に保護を図る必要がある鳥獣や地域個体群を含められることが示されています。四国山地のツキノワグマなど、狩猟鳥獣だが地域的に絶滅のおそれがあり、長期間の捕獲制限を行っているにも関わらず、生息数が著しく少なく回復傾向がみられず、積極的な保護施策（希少鳥獣保護計画など）が必要な地域個体群もあります。こうした四国のツキノワグマのような地域個体群も指定要件となるようすべきだと考えます。なお、ツキノワグマは国際的に保護を図る必要がある種であり、国際自然保護連合（IUCN）レッドリストで Vulnerable に分類されています。

1. 該当箇所

11 ページ 36 行目

2. 意見内容

「錯誤捕獲の増加が懸念されており」を「錯誤捕獲が増加しており」に修文。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

すでにシカ・イノシシの捕獲強化により錯誤捕獲は増加しています。

参考）環境省（2015）クマ類の保護及び管理に関するレポート（平成 26 年度版）。

1. 該当箇所

11 ページ 36 行目～12 ページ 2 行目

2. 意見内容

錯誤捕獲された種の個体群・個体への影響、本来の捕獲対象動物の捕獲効率の低下、捕獲従事者等の安全上のリスクや行政コストの増加、アニマルウェルフェア上の問題について追記してください。その上で、捕獲従事者に対して錯誤捕獲は避けるべきである事を強く普及啓発し意識改革をする必要がある旨を追記してください。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

現状の文章では錯誤捕獲が発生することによる問題が適切に指摘されていません。

参考）山崎ほか（2020）特集 錯誤捕獲をめぐる課題を議論する 錯誤捕獲問題から目をそらし続けることはできない。哺乳類科学 60(2) : 321-326

1. 該当箇所

12 ページ 2 行目

2. 意見内容

「都道府県が捕獲者へ錯誤捕獲の防止の必要性や万が一発生した際に備えた設置上の注

意点等について指導を行うにあたり、錯誤捕獲に関する情報を整理したガイドラインを環境省が作成しサポートを行うこと」に関しての文章を追加してください。

3. 理由

従来、わな捕獲があまり実際されてこなかった東北等の地域においては、捕獲者だけでなく地方自治体も錯誤捕獲の現状や危険性を十分に把握していないと推察されます。このような地域で捕獲者へ適切な指導を図るためには、正確な現状や手法を共有する必要があると考えます。

1. 該当箇所

13 ページ 32 行目～35 行目

2. 意見内容

「捕獲した外来鳥獣を、捕獲者が放獣しないよう、許可を行う地方自治体において指導していくことが求められる」とありますが、自治体等が捕獲者の負担が少なくかつ可能な限りアニマルウェルフェアにも配慮した殺処分を行うための体制整備や指導等を行うことの必要性も記述すべきです。

3. 理由（あれば根拠出典併記）

一度捕獲された外来鳥獣を放獣すべきでないことには賛成ですが、捕獲された外来鳥獣を捕獲者の負担が少なくかつアニマルウェルフェアにも可能な限り配慮した処分方法を自治体が指導・普及させる、自治体の処分体制や施設等を整備されなければ、安易な放獣や倫理的に問題のある殺処分が行われてしまうと考えられます。

1. 該当箇所

14 ページ 10 行目

2. 意見内容

「出沒リスクに応じて住民へ適切に情報提供を」を「出沒リスクに応じて追い払いや捕獲、住民への適切な情報提供を」に修文。

3. 理由

里地里山等での追い払いや捕獲によって、市街地への出沒リスクを下げられるためです。